

## 生命保険契約者の変更（地位譲渡）に関する一考察

韓国での議論を素材として

李 芝妍（東洋大学法学部）

### はじめに

生命保険契約において、保険料を支払う義務を負う者を保険契約者といひ（保険法2条3号）保険契約者が有する保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることを生命保険契約者の変更という。

一般的に、生命保険約款においては、保険契約者は被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができると定めている。保険契約者の変更により旧保険契約者の有していた権利義務は新保険契約者に包括的に承継されるので、保険契約者の保険料支払義務も新保険契約者に承継され、旧保険契約者は義務を免れる<sup>1</sup>。

保険契約者の変更は、保険者との関係からすると、保険契約者に与えられた契約内容の変更権の行使であり、新保険契約者との関係では、保険契約者の地位を処分する行為である。一般的には、保険契約者が死亡する場合、税法上の優遇措置のため所得のない保険契約者から所得のある者に変更する場合、債務担保のため債務者名義の保険契約を債権者名義に変更する場合、団体保険の被保険団体から脱退することを理由として、被保険者を保険契約者とする個人保険に変更する場合、保険契約者が経済的な事情から保険料を払えなくなったので、保険契約を他人（買取会社）に譲渡し名義を変更する場合、などがあるが、特に問題となるのは の場合である。そして、日本で保険契約者の変更が非常に注目される契機となったのは、初めて生命保険の買取を目的とした保険契約者の地位の譲渡に関する事例である東京地裁平成17年11月17日判決<sup>2</sup>（以下、平成17年判決という）である。それは生命保険契約が売買されたことに基づく保険契約者の変更に関する同意請求に対し、生命保険会社は保険契約者の地位の譲渡を同意すべき義務がないとされた事例として、東京高裁平成18年3月22日判決<sup>3</sup>を経て、平成18年10月12日最高裁第1小法定で上告を退ける決定がなされ終結した。この判決が社会的に注目され、生命保険契約者の変更の効力要件である保険者の同意をめぐる解釈に関して様々な角度から議論がな

<sup>1</sup> 山下友信『保険法』591頁（有斐閣、2005年）。

<sup>2</sup> 評釈として、山下典孝・金・商1240号57頁、島田邦雄、富岡孝幸、中山靖彦、吉野彰、八木宏・商・法1765号64頁、鈴木達次・ジュリスト1313号115頁、榊素寛・私法判例リマークス33号126頁などがある。

<sup>3</sup> 評釈として、甘利公人・判例時報1947号204頁、肥塚肇雄・金融法務事情1783号37頁、笹本幸祐・別冊ジュリスト202号156頁、鈴木達次・法学研究（慶應義塾大学法学研究会）79巻11号87頁などがある。

されたが、保険法は保険契約者の変更について特に規定を置いていない<sup>4</sup>。

上記平成 17 年判決は、日本と同じ状況である韓国においても非常に注目を集めた。韓国では現在まで生命保険の買取を目的とした保険契約者の変更に関する具体的な事例はない状況だが、2010 年 12 月に、ある国会議員が生命保険の転売制度を導入する内容の商法一部改正法律案と保険業法一部改正法律案を提出したことを契機として、その導入をめぐる現在まで議論が続いている。

生命保険契約者の地位譲渡に関しては、平成 17 年判決が出された後、著名な学者と実務家からの研究成果が数多く出されているので、その内容には簡単に触れる程度とする。そして、本稿では、生命保険契約者の変更をめぐる法的問題について、日本と同様の状況である韓国の議論を中心としてその実例と提案などを紹介し、日本との比較を行うことを目的としている。

なお、本稿を契機として、高齢化社会が進んでいる中、従来の生命保険契約の目的である遺族保障が果たして現在の消費者ニーズに応えられているか否か、そのあり方についても考えてみたい。

## 生命保険契約者の変更

### 1. 生命保険契約者の変更に関する約款規定

一般的に生命保険約款では、保険契約者の変更について、保険契約者又はその承継人が被保険者の承諾、保険者の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができると規定している。これは「生命保険契約が長期間にわたり継続するものであることから、契約者側の諸事情の変化により契約者変更の必要性が生じた場合、契約者の地位の変更、言い換えれば契約者の地位の譲渡を認める」ことを意味する<sup>5</sup>。

保険契約者を変更するためには、被保険者の同意と保険者の承諾（同意）を約款上の要件としている。そして、保険契約者が増えたり減ると、譲渡人である旧保険契約者の権利義務は包括的に譲受人である新保険契約者に承継されることになる。

保険契約者の地位は、大きな財産的価値や担保的価値をもつものであり、保険契約者の

---

<sup>4</sup> 保険契約者の変更についても被保険者の同意を有効要件とすることが提案されたが、法制審議会保険法部会における審議の結果、保険契約者の変更があったからといって常にモラルリスクや賭博保険のおそれが高まるとは考えにくいこと、保険契約者の変更に伴って保険金受取人が変更された場合に被保険者の同意を要求すれば足りること、仮に被保険者の同意を有効要件とすると、団体生命保険契約について保険契約者である会社が事業譲渡をしたような場合にまで、改めて被保険者全員から同意を取得しないといけないこととなるが、このような負担を強いるのは現実的でないことなどといった指摘を踏まえ、最終的には、法律によって被保険者の同意を有効要件とすることはしないと取りまとめられた。萩本修『一問一答保険法』191頁（商事法務、2009年）。

<sup>5</sup> 福島雄一「生命保険買取契約と保険者の同意についての一考察」行政社会論集第20巻第2号138頁。

重要な財産の一つである。

- 2 . 保険者の同意を要する約款条項の妥当性
- 3 . 生命保険契約者の地位の処分可能性

### 生命保険契約者の変更と生命保険買取

#### 1 . 生命保険買取の仕組み

生命保険買取制度はアメリカで行われている保険金買取ビジネスとして証券化ビジネス<sup>6</sup>の一種である。

生命保険買取契約は、射替契約の一種として、旧保険契約者である売主が生命保険契約者の地位を譲渡し、同時に保険金受取人も買主に変更し、その対価として新保険契約者である買主が、保険金額の額面を割り引いた金額を支払うので、有償・双務契約である。

#### 2 . 生命保険買取のメリットとデメリット

まず、生命保険契約の買取制度のメリットとしては、保険契約者兼保険金受取人である被保険者が余命わずかの状況となった場合、生命保険の売却代金で必要な治療を受けたり、債務を返済したりすることで死亡時まで経済的な困難なく生活できることがある。また、完全看護が必要な場合、生命保険を売買した代金で看護する人を雇うことでその家族は無理なく日常生活を送ることができるようになるだろう。そして、経済的負担から生命保険契約を維持できなくなった場合、解約払戻金より高い金額を生命保険買取金として取得することになるメリットがある。それだけでなく、政府の立場からは、金融機関が生命保険買取業を営むことで利益が上がることになると、多くの法人税収入が期待できるし、公保険である健康保険の財源では処理できない高額医療費を、生命保険契約者が自分の生命保険契約を売却して取得した資金で治療を受けられることになるので、健康保険の空白を埋める効果があるだろう<sup>7</sup>。

次に、デメリット<sup>8</sup>としては、生命保険買取が仕組み上被保険者の死亡時期が早ければ早

---

<sup>6</sup> あ証券化ビジネスとしての仕組みは、証券会社が顧客の加入している生命保険を買い取り（死亡保険金額の50～80%が目安）保険金受取人は証券会社となり、保険料支払義務も証券会社となり、それをまとめて証券化し債権を発行する。そして、機関投資家など運用ファンドがこの債権を買い取り、被保険者が亡くなると、証券会社が保険金を受け取って、投資家はその保険金を債権持ち分に応じて受け取ることになる。

<sup>7</sup> Margo L. Intrator, "Comment, The Debate Surrounding Viatical Settlements", 5 University of Miami Business Law Journal 231, 1995, p.236

<sup>8</sup> 福島・前掲注(5)190～191頁の具体的な内容を参考。

いほど買取会社の利益が増大する<sup>9</sup>とした倫理的問題と、モラルリスクの可能性、遺族保護の側面からの問題などが指摘されている。そして、保険契約者が保険料を滞納することによって解約となるはずの保険契約を生命保険買取会社が入取り、保険料を納付することによって効力を維持できるようになると、保険会社が保険料の算定基準としていた条件が変わることになるので、保険料を上げることにならざるを得ない<sup>10</sup>という指摘もある。

### 3. 生命保険契約を利用する現在の資金調達方法

- (1) 解約払戻金
- (2) 保険契約者貸付
- (3) 生前給付保険・リビングニーズ特約
- (4) 保険金請求権の譲渡・質入

## 生命保険買取をめぐる韓国の議論と提案

### 1. 生命保険契約者の変更に関連する法的状況

韓国商法も日本と同じく保険契約者の名義変更に関する定めは存在しない。そして、生命保険標準約款第5条は、保険契約者は会社の承諾を得て保険契約者を変更できるとしており、その場合、会社の承諾は書面で知らせるか、あるいは保険加入証書（保険証券）の裏に記載することで行われると定めている。そして、保険契約者の地位の処分に関連しても直接的な規定はなく、韓国商法第731条2項は他人の生命保険契約で保険契約から生じた権利を被保険者ではない者に譲渡する場合は、被保険者の書面による同意が必要であると定めている。

韓国民法第450条1項<sup>11</sup>では、指名債権譲渡の場合、譲渡人が債務者に通知または債務者の承諾がなければ、債務者その他の第三者に対抗できないとしているが、保険約款は債務者の承諾を必要としている。

### 2. 保険契約者の変更をめぐる韓国の紛争事例<sup>12</sup>

<sup>9</sup> 手島宏晃「米国における生命保険買取規制」生保経営 74 巻 3 号 138～139 頁。

<sup>10</sup> Michael Lovendusky, "Illicit Life Insurance Settlements", 40 Spring 『Brief』46, 2011, p.48

<sup>11</sup> 第450条(指名債権譲渡の対抗要件)

指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知し又は債務者が承諾しなければ債務者その他の第三者に対抗することができない。

前項の通知又は承諾は、確定日附ある証書によらなければ債務者以外の第三者に対抗することができない。

<sup>12</sup> 「保険契約者変更」商事判例研究第21輯第4巻(2008.12.31)258～263頁の研究論文に掲載している事例を引用して紹介し、筆者の見解を述べている。

( 1 ) 水原地法 1997 年 5 月 2 日宣告、97 加 2569 判決

本件は、訴外 A は 1993 年 12 月 10 日に被告 Y 生命保険会社と保険料 5170 万ウォン、保険料の支払は一括払い、被保険者は訴外 A、満期の保険金受取人は訴外 A、入院及び死亡時の保険金受取人は X とする年金保険契約を締結し、契約の当日に保険料の全額を納付した。訴外 A は X の姑として X の家で居住していたところ、1996 年 12 月 13 日に死亡したが、相続人はなかった。X は、1996 年 1 月 15 日、A から保険契約者の地位を譲り受けたので、保険契約者の地位を承継したと主張し、本件保険契約を解約し、解約払戻金を請求したが、Y 会社は X が本件保険契約の承継権者であることを認めないとして争ったので、本件訴訟に至った。

裁判所は、本件保険契約の被保険者等の証言を根拠として A が 1996 年 1 月 15 日に X に対して本件保険契約者としての地位を譲渡し、本件保険契約の保険証券を X に交付した事実を認めた。同時に、本件保険契約で Y 会社が保険契約者の変更に対して明示的に承諾した事実はないことも認めた。しかし、裁判所は本件保険約款が保険契約者は Y 会社の承諾を得て、保険契約者を変更できると規定しており、一般的に契約上の地位譲渡には譲渡人と譲受人、その相手方の三面契約が存在するか、あるいは譲渡人と譲受人との間における譲渡・譲受契約と相手方の当事者の承諾が必要となるため、本件で Y 会社が保険契約者の変更に対して明示的に承諾した事実はないが、保険契約者である A が保険料を一括払いで全額納付した本件保険の性質および A の死亡による相続人もない事情、Y 会社も準備書面で X に対する保険契約上の地位を譲渡する契約の存否を争っているだけで、この譲渡契約が認められたら X に解約払戻金を支給するとの意思表示をしたことを鑑みると、Y 会社は A から X への保険契約者の変更に対して黙示的に承諾したものと看做することができるとした。裁判所は、もし本件保険契約者の変更が実質的に Y 会社との間における利害関係に何ら変動もない本件において Y 会社が保険契約者の変更に対して承諾を拒否するならば、これは信義誠実の原則に反することになるとした。

( 2 ) 保険監督院 1993 年調整事例 ( 事件 94 - 調整 - 18、老後設計年金保険紛争 )

申請人 X 以外の A は被申請人 Y との間において、1991 年 10 月 8 日に月払いの保険料 471000 ウォンとして老後設計年金保険契約を締結し、1992 年 10 月までの 13 回を納付したが、経済的な困難で契約を解約しようとしているところ、X が A から本件契約を引受けることにし、A の契約者変更用の印鑑証明書を添付して 1992 年 11 月 10 日に Y から保険証券の裏書事項として契約者を A から X に変更することの承認を受けている。1992 年 8 月 17 日に X は災害死亡特約を解約しており、X は 1993 年 8 月 17 日に受益者変更申請書に被保険者である A の死亡時には受益者変更同意書用の印鑑証明書を添付して Y に死亡時の受益者を A から X に変更する申請書を提出しており、Y は 1993 年 9 月 2 日にその申請を承認し、保険証券に裏書事項として記載した事実がある。ところで、被保険者である A

が1994年1月1日に溜池で夜間釣りの途中、溺死したので、Xがその保険金を請求したが、Yが契約無効を主張したため、紛争となった事案である。

当事者が主張する事実とその調整内容として、まず、Xは旧保険契約者から保険契約を引受けて、契約者の変更および保険受益者の変更が旧契約者である被保険者の同意とYの承諾によって成立しているにもかかわらず、Yが契約の無効を主張することは理由がないと主張した。これに対し、YはXが同契約の募集を行った保険設計士として、旧契約者から保険契約を引受けた後、保険契約者が受益者を変更できる権利を利用して、死亡時の受益者をXに変更するなど、自分と親族関係もない第三者の生命を担保とする保険契約売買行為をしたので、これは自分の保険情報と旧契約者および被保険者の保険知識に対する無知を利用する、いわゆる軽率、無経験、窮迫による不公正な法律行為に該当し、第三者の生命を担保として保険契約を譲渡した売買行為は反社会的法律行為に該当するため、民法第103条<sup>13</sup>、第104条<sup>14</sup>によって契約を無効として処理するのが妥当であるとした。これに対し、当時の保険監督院の人保険紛争調整委員会は生命保険契約において死亡時の受益者変更が被保険者の生死に特別な利害関係もない者に被保険者の死亡で不当利益を与えてしまう弊害が発生する可能性があるとの事実は認めたが、保険事故が発生する前、Xが契約変更を申請した時点でYはその承認を拒否できる機会が与えられていただけでなく、Yの無効主張には具体的な証拠資料があるとも認め難いとした理由から、Xの主張を引用して決定を行った。

### 3. 生命保険の財産的価値に基づく提案

#### (1) 買取制度に関する立法論的提案<sup>15</sup>

定義規定

保険契約者の保護規定

最低買取価格に対する基準の設定

保険契約者（あるいは被保険者）の個人情報および私生活の保護装置

買取契約に関する説明義務および撤回制度の認定

保険会社の同意権の制限

投資者の保護規定

投資者に対する説明義務

投資者募集の広告規制

<sup>13</sup> 韓国民法第103条(反社会秩序の法律行為)善良な風俗、その他社会秩序に違反した事項を内容とする法律行為は、無効とする。

<sup>14</sup> 韓国民法第104条(不公平な法律行為)当事者の窮迫、軽率又は無経験により著しく公正を失った法律行為は、無効とする。

<sup>15</sup> 「生命保険契約の転売に対する国内法的受用可能性と限界に関する研究」企業法研究第23巻第2号(通巻第37号)231~234頁。

買取禁止期間の設定

買取業者に対する監督規制

買取業者に対する免許および取消

監督機関の指定と機能

( 2 ) 保険会社の契約の再買取 ( repurchase ) 制度<sup>16</sup>

終わりに

---

<sup>16</sup> 「生命保険の二つのジレンマと解法」韓国保険新聞 2012 年 6 月 24 日